

南アルプス市生活困窮者等就労準備支援事業業務委託プロポーザル

《ご質問への回答》

(令和2年7月13日)

No.	質問	回答
1	Q 仕様書 4 支援の対象者について、本事業の支援の対象者の母数をご教授ください。	A 平成28年度から現在まで自立相談支援事業に寄せられた生活困窮に関する相談件数は約600件です。そのうち本事業の対象となりうるケースは40件程と考えております。 これに加えて、生活保護受給者のうち就労準備支援事業の対象となりうるケースも20件程と考えております。
2	Q 仕様書 4 支援の対象者について、本事業への参加加者数はおよそ何名ぐらいを想定されていますでしょうか。	A 現時点で人数はあらかじめ想定しておりません。 受託事業者決定後、市が把握するケースと受託事業者の用意できるプログラムの内容を勘案し決定いたします。
3	Q 仕様書 7 就労準備支援担当者について、国が実施する就労準備支援担当者支援養成 3 研修を受講済みである担当者と記載がありますが、就労準備支援担当者支援養成 3 研修の詳細をご教授ください。	A 質問の該当箇所の内容に誤りがありました。 混乱を生じさせましたことをお詫びいたしまして、下記の通り訂正いたします。 【誤】 就労準備支援担当者支援養成3研修 【正】 就労準備支援担当者支援養成研修 就労準備支援担当者支援養成研修は、平成27年度以降に厚生労働省が実施している研修で制度の概要、対象者や効果的な実施等について、講座やグループワーク等の手法にて理解を深めるものです。
4	Q 仕様書 10(6) 情報開示について、一般的なプライバシーポリシー上では、本事業に参加されている本人より、関係機関などの第三者へ情報の提供の許可があった場合や、第三者より情報提供の依頼があり、本人に確認を取ったうえで情報提供に合意があった場合は、情報提供が可能となっておりますが、本事業においての市の見解をご教授ください。	A 情報開示については、仕様書および南アルプス市個人情報保護条例第8条2項に基づく取り扱いを求めます。 ご質問で提示いただいた通り、支援対象者への十分な説明を必ず行うとともに、本人又は第三者の権利利益を侵害せぬよう留意すべきものと考えております。